

1 件 名 三浦市立学校設置条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

令和5年2月改訂の三浦市学校教育ビジョンに基づく南下浦地区の小学校統廃合基本方針により、令和7年4月に三浦市立剣崎小学校を廃止し、三浦市立南下浦小学校と統合を行うことから、所要の改正を行うもの。

3 条例の内容

三浦市立学校設置条例に規定する三浦市立剣崎小学校の名称及び位置を削る。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 その他

附則において、三浦市学校給食共同調理場設置条例中の三浦市南下浦学校給食共同調理場の給食範囲から三浦市立剣崎小学校を削る。

また、今後の統廃合に向けた主な取組については、次のとおり。

	項 目	令和6年			令和7年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	統廃合準備委員会等での協議						▶
2	バス事業者との通学バスの増便等の協議				▶		
3	松輪方面に行く高抜バス停の待合スペースの拡幅に向けた土地所有者との協議及び整備					▶	
4	剣崎小学校の用地整理						▶
5	南下浦小学校への引越しに向けた準備及び実施						▶
6	閉校式に向けた準備及び実施						▶